

新型コロナウイルス感染症の警戒レベルに応じた活動基準

少林寺拳法グループ（2020年9月1日 施行）

本表は2020年6月15日付け「新型コロナウイルス感染リスク評価に基づく道院・支部、連合体の段階的活動基準」の改正版です。

全国規模を含む、都道府県を横断する活動については、本基準を原則としつつ各種情報を総合的に精査し、所属法人または県教区・県連盟と協議のうえ詳細を決定する。

警戒レベル 国や自治体が発令している レベル	道院・支部単位の活動			連合体の活動			飲食を伴う行事	都道府県を横断 する行事・交流
	所属単位の修練	修練内容	修練環境	大会	都道府県単位での 昇格考試	都道府県単位の行事 (研修会・講習会・ 会議・集会等)		
警戒レベル3 緊急事態宣言に相当	不可 (リモート可)	在宅修練のみ	自宅であっても、 ・修練前には必ず検温 (37.5°C以上は修練不可) ・エアコン使用時であっても 換気扇使用または、一部の窓 を常時開けておく ・15分おきに休憩・水分補給 と手指消毒	不可	不可	不可 (内容に応じて リモート可)	不可 (リモート可)	不可
警戒レベル2 自粛要請・協力要請 に相当	可 感染防止策徹底	相対演練可（時短 や隣組とのソーシ ャルディスタンス を強く要請） 2m以上離れての 鎮魂行・法話（講 話）	・修練前には必ず検温 ・(37.5°C以上は修練不可) ・エアコン使用時であっても換 気扇使用または、一部の窓を 常時開けておく ・15分おきに休憩・水分補給 と手指消毒 ・常時マスク着用（外すときは、 2m以上の間隔を確保）	可 感染防止策徹底、無観客、 参加者間距離の確保 詳細は「大会等の開催に關 するガイドライン」参照	10月より通常の審査 内容とする 但し、運営委員会の判断 により、単演中心の審査 内容の実施、または昇格 考試の自粛（延期）を地 区内全域または一部の 地域に適用することが ある	可 感染防止策徹底 技術においては「修練に おける感染拡大防止に 關するガイドライン」參 照	自粛 (リモート可)	不可
警戒レベル1 注意喚起に相当	可 感染防止策徹底	詳細は「修練における感染拡大防止に關するガイドライン」参照	可 感染防止策徹底 詳細は「大会等の開催に關 するガイドライン」参照	可 感染防止策徹底 技術においては「修練に おける感染拡大防止に 關するガイドライン」參 照	可 時短協力、飛沫防止 への配慮	可 隣接する警戒レベル1 の都道府県同士に限 り横断可。		

※ 警戒レベル3（緊急事態宣言）以外では感染防止策を徹底することを条件に、原則集会による活動可能とします。活動する場合は各ガイドラインをご参考のうえ、適切な運営を行ってください。

※ 連合体の行事（大会・研修会・講習会）は、それぞれの行事の目的、内容、規模等によって判断が異なる場合がありますので、行事計画時に本山・本部にご相談ください。

※ 連合体責任者および所属長は常に自治体のHPを確認し、警戒レベルの判断を正しく行ってください。
状況の急変等により判断が困難な場合は本山・本部にご相談ください。

※ 所属の所在地（区市町村単位）において新規感染者が発生した場合は、感染リスクを複数の拳士（成人）、保護者とともに精査し、[集会による活動を一旦休止する] [警戒レベルを引き上げる] 等の対応をおとりください。

※ 所属長が仕事又はプライベートで県を横断する場合は、その旨を所属関係者（必要に応じて使用施設・活動をしている勤務先関係者）に周知し、警戒レベルの高い地域からの帰着後は一定期間指導を控えてください。

★★各種ガイドライン★★

- ・修練における感染拡大防止に関するガイドライン
- ・大会等の開催に関するガイドライン
- ・昇格考試開催に関するガイドライン
- ・道院、支部において新型コロナウイルス感染者が発生した場合のガイドライン